

岐阜県公報

第 二 千 十 五 号
平 成 二 十 一 年 一 月 十 六 日

(金曜日)

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
指定管理者の指定

(都市政策課) 三四
(スポーツ健康課) 三六

目次

規 則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 二四^頁

岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

(法務・情報公開課) 二四

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(地球環境課) 二四

告 示

区画漁業の免許

(水産課) 二五

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

(同) 二五

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二六

恵那都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二七

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示

(内水面漁場管理委員会) 二七

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十一年度魚種別増殖方法及び指示数量

(同) 二八

公 示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 三一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 三二

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(農地計画課) 三三

県営土地改良事業の換地計画の決定

(同) 三三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十一年一月十六日

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育長の項第八十五号中「公益法人をいう」及び「移行法人をいう」の下に「以下同じ」を加え、同表警察本部長の項に次の一号を加える。

五 公安委員会の所掌事務に関連する事項を專業の目的とする公益法人、特例民法法人及び移行法人に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県公益認定等審議会規則（平成二十年岐阜県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び岐阜県教育委員会事務局組織規則」を「岐阜県教育委員会事務局組

織規則」に改め、「規定する課」の下に「並びに岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）第二章第一節及び第二節の規定により置かれる課」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則（平成七年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表一六の項中「飛行場の建設」を「空港等の建設」に、「第七十五条第一項の陸上飛行場」を「第七十五条第一項の陸上空港等」に、「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改め、同表九の項中「十立方メートル以上」の下に「ものを」と、「一立方メートル以上」の下に「ものを」と、「二十ヘクタール以上」の下に「山林の開発又は湖沼、池若しくは湿地の埋立てを伴う土地の区画形質の変更を行うものに限る。」を加える。

別表第二五の項中「十立方メートル未満」の下に「ものを」と、「一立方メートル未満」の下に「ものを」と、「二十ヘクタール未満のもの」の下に「山林の開発又は湖沼、池若しくは湿地の埋立てを伴う土地の区画形質の変更を行うものに限る。」を加える。

別表第四六の項中「飛行場の建設」を「空港等の建設」に、「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行により改正前の岐阜県環境影響評価条例施行規則別表第一の第一種対象事業又は別表第二の第二種対象事業から除外される事業で、この規則の施行の日前において岐阜県環境影響評価条例施行規則第五条又は第三十七条の方法書が提出されているものについては、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第二十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十一年一月一日区画漁業を次のとおり免許した。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 第一種区画漁業

漁業の免許の内容及るべき事項等の告示の際の公示番号	免許番号	漁業権者の名称及び住所	免許の内容等
内区二十一第一号	内区二十一第一号	河合漁業生産組合 飛騨市河合町保一六五六番地の三	平成二十年岐阜県告示第五百八十四号の とおり

二 第二種区画漁業

漁業の免許の内容及るべき事項等の告示の際の公示番号	免許番号	漁業権者の名称及び住所	免許の内容等
内区二十一第二号	内区二十一第二号	西脇昭夫 養老郡養老町下笠二二六〇番地 山口喜久雄	平成二十年岐阜県告示第五百八十四号の とおり

内区二十一第三号	内区二十一第三号	養老郡養老町下笠二二七八番地	同
内区二十一第四号	内区二十一第四号	山口喜久雄 養老郡養老町下笠二二七八番地	同
内区二十一第五号	内区二十一第五号	三浦茂和 養老郡養老町瑞穂大代九六七番地	同
内区二十一第六号	内区二十一第六号	田中太郎 養老郡養老町大巻二二四六番地	同
内区二十一第七号	内区二十一第七号	近藤実 養老郡養老町田五番地の二	同
内区二十一第八号	内区二十一第八号	近藤実 養老郡養老町田五番地の二	同
内区二十一第九号	内区二十一第九号	杉野勝 養老郡養老町大巻五二一三番地	同
内区二十一第十号	内区二十一第十号	石川敏子 海津市南濃町津屋一七七九番地	同
内区二十一第十一号	内区二十一第十一号	刈安緑地組合 パーク三三三 郡上市美並町白山九九八番地の二	同

岐阜県告示第二十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
板取川上流 漁業協同組	内共第二 十号	特定釣漁場の新設	平成二一 ・三 ・一
区域	魚種	期間	料金

関市洞戸大 野八四〇番 地の五	板取川支流高 賀川内市洞 戸高賀地内 中部電力取 堰堤下流取 川合流、板 の川区域点 まで	あまこ	三月一日 から九月 三十日ま で	一人当 たり、一 日五〇 〇円
-----------------------	--	-----	---------------------------	--------------------------

岐阜県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市神坂字イボ坂三五五〇の口号、三五五二、三五五四の三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町上多良字堂木谷一三五五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十八号

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
大垣市上石津町一之瀬字川西二二九五の九四、二二九五の九五、二二九五の二〇七から二二九五の二一〇まで、二二九五の二一五
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
恵那市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和三十七年二月二十八日から
平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
恵那市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
恵那都市計画下水道事業 恵那市特定環境保全公共下水道事業施行期間
- 三 平成六年十月十八日から
同 二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県内水面漁場管理委員会
会 長 戸 部 一 秋

一 指示の内容

- (一) 持ち出しの禁止
公共水面において、コイ(マコイ及びニシキコイ)がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出ししてはならない。
なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すものの他、別途公表するものとする。
- (二) 放流等の制限
PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。
- 二 指示の期間
平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日まで
- 三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲
(一) 揖斐川(牧田川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に連接する水路・ため池

平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量

漁業権番号	増殖方法	魚種	種苗			放流(kg)			人工ふ化(万粒)		産卵場造成(箇所)					
			あゆ	あまこ、やまめ	銀毛型にあまこす	いわな	なうなぎ	なます	もくず(尾)	あゆ卵	わかさぎ卵	うぐい、おいかわ	もちこ	あじめ	かじか	よしの
内第2号	大江川(全域)	海津市				340	60	30				3				
内第3号	中江川(全域)	海津市				60	40	10					2			
内第4号	揖斐川(今尾橋から下流)	養老郡、海津市				920	130	40					3			
内第5号	揖斐川(今尾橋～根尾川との合流点)	西濃水産	1,140		80	1,210	95	100	2,500	2,000			6			

- (二) 長良川(板取川合流点から下流の本川)並びに同支川のうち伊自良川、早田川、新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に連接する水路・ため池
- (三) 木曾川(付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間)、同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに連接する水路・ため池並びに飛驒川(上麻生ダムから下流の本川)
- (四) 神通川水系宮川(荒城川合流点から坂上ダムまでの間)並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に連接する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十一年度魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十一年一月十六日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 戸部 一 秋

内第23号 共号	可児川(全域)	可児	100			70		200	40						120	3	2		
内第24号 共号	木曾川(今渡えん堤～兼山えん堤)	日本ヲイソ、木曾川中流						80	20										
内第25号 共号	木曾川(兼山えん堤～笠置えん堤)	木曾川中流	330	60		5		50	50							3			
内第26号 共号	木曾川(笠置えん堤～落合えん堤)	恵那	4,950	290		30	30	120	100							5	2	10	
内第27号 共号	落合川(全域)	恵那	60	20		5			5							3			
内第28号 共号	外河川(全域)	恵那	10						5								1		
内第29号 共号	川上川(全域)	恵那	240	40		10			10							2			
内第30号 共号	飛騨川(青柳橋～七宗えん堤)	飛騨川	9,320	460		20		10	240							7		7	10
内第31号 共号	飛騨川(七宗えん堤～金山橋)	益田川、飛騨川、馬瀬川下流	110					5	5							2			
内第32号 共号	飛騨川(金山橋～JR高山線第16益田川橋)	益田川	7,460	900		5	120		60							6		17	10
内第33号 共号	飛騨川(JR高山線第16益田川橋から上流)	益田川上流	1,590	620		5	10	5	20							5		10	10
内第34号 共号	馬瀬川(下呂市金山町・同市馬瀬町境から下流)	馬瀬川下流	2,750	190			5		60						120	5		5	5
内第35号 共号	馬瀬川(下呂市金山町・同市馬瀬町境から上流)	馬瀬川上流	4,840	240		5	5		10							5		7	5
内第36号 共号	和良川(中原用水えん堤から上流)	和良川	1,000	80			10		20							3		7	7
内第37号 共号	土岐川(全域)	土岐川	340	10		5		150	25						120	5			
内第38号 共号	矢作川(愛知県との県境区域)	岐阜県矢作川(愛知県)矢作川	730	20				20	55							1			
内第39号 共号	明智川(全域)	岐阜県矢作川	520	60					15							2			

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年一月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

三洋堂書店 各務原店

各務原市蘇原花園町三丁目五二番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年一月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロー本巣文殊店（Bゾーン）

本巣市文殊字天辺一〇二〇番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年一月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年一月十六日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー池田ショッピングセンター（Aゾーン）

揖斐郡池田町大字本郷字番城八八三 外

二 意見の概要
意見なし(届出事項 変更)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
谷 汲 地 区	揖 斐 川 町 役 場	平成二一・二一・一六から 二一・一六まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業まごめ地区八重島工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間
平成二十一年一月十六日から
同 年二月十六日まで
- 二 縦覧場所
中津川市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業飯地区沖田工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間
平成二十一年一月十六日から
同 年二月十六日まで
- 二 縦覧場所
恵那市飯地揭示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業南飛騨萩原地区宮田工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間
平成二十一年一月十六日から
同 年二月十六日まで
- 二 縦覧場所
下呂市役所萩原庁舎前揭示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業輪之内南部地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦
覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年一月十六日から

同 年二月十六日まで

二 縦覧場所

輪之内町役場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業揖斐西部地区中島工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦
覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年一月十六日から

同 年二月十六日まで

二 縦覧場所

揖斐川町役場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業揖斐西部地区森山工区の換地計画を定めたので、同条第四項におい
て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦
覧に供する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年一月十六日から

同 年二月十六日まで

二 縦覧場所

揖斐川町役場

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市国府町上広瀬の一部（上広瀬）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（国府町上広瀬の一部）の地籍図

岐阜県高山市（国府町上広瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年一月十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱上）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年一月十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市弁天町・春日町・大正町の全部、都通・桜通・本郷町・真砂町・若宮町・栄枝町・柳ヶ瀬通の一部（駅北 第一調査区）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（弁天町・春日町・大正町の全部、都通・桜通・本郷町・真砂町・若宮町・栄枝町・柳ヶ瀬通の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（弁天町・春日町・大正町の全部、都通・桜通・本郷町・真砂町・若宮町・栄枝町・柳ヶ瀬通の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

本巢市

二 調査を行った地域

岐阜県本巢市大字山口の一部（スポミ2）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巢市（大字山口の一部）の地籍図

岐阜県本巢市（大字山口の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年一月十六日

指定管理者の指定

岐阜県長良川球技場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）第十五条の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内
財団法人岐阜県イベント・スポーツ振興事業団

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から

同 二十五年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例（平成十七年岐阜県条例第三十五号）第十五条の規定により公示する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

恵那市長島町正家一丁目一番地一
恵那市

二 指定の期間

平成二十一年四月一日から

同 二十四年三月三十一日まで

平成二十一年一月十六日印刷
平成二十一年一月十六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）